

事 務 連 絡

平成29年3月30日

法務局訟務部訟務管理官 殿
地方法務局上席訟務官（総括） 殿

法務省訟務局訟務企画課訟務調査室長

予防司法支援事件の受理報告等の送付先について

予防司法支援事件（争訟事件及び申立準備事件に密接に関連し民事訟務課又は行政訟務課において処理するのが相当であるもの並びに租税の賦課処分及び徴収に関するものを除く。）については、本日付け訟企第250号訟務局長通知「予防司法支援事件の所管について」をもって訟務支援管理官の所管とされたところですが、当該事件について、法務局及び地方法務局訟務処理細則第51条の規定に基づき同一用紙を用いて受理報告及び結果報告を行う場合には、当分の間、事務処理上の便宜のため、予防司法支援事件票の主管課欄に、送付先として、従前の取扱いに準じて事件の内容に応じた課名を記載した上、当該課宛て予防司法支援事件票及び添付書類を送付いただきますようお願いいたします。